

参考資料

1 久喜市行政改革大綱策定経過

期 日	内 容
平成23年5月	行政改革大綱・実施計画に盛り込む項目を各課に照会、職員提案の募集
5月～6月	久喜市行政改革大綱・実施計画の策定に関する市民提案の募集
5月20日	第1回久喜市行政改革推進本部幹事会の開催 ・第1回久喜市行政改革推進本部会議に付議すべき事案の検討、調整について
5月25日	第1回久喜市行政改革推進本部会議の開催 ・久喜市行政改革推進本部について ・旧1市3町の行政改革の取組結果について ・久喜市行政改革大綱策定に関する基本方針（案）について ・久喜市行政改革大綱策定スケジュール等について
6月16日	久喜市行政改革大綱策定に関する基本方針の決定
6月30日	第1回久喜市行政改革推進委員会の開催 ・久喜市行政改革推進委員会の運営等について ・旧1市3町の行政改革の取組結果について ・久喜市行政改革大綱策定に関する基本方針について
9月15日	第2回久喜市行政改革推進本部幹事会の開催 ・第2回久喜市行政改革推進本部会議に付議すべき事案の検討、調整について
9月21日	第2回久喜市行政改革推進本部会議の開催 ・久喜市行政改革大綱体系図について ・行政改革大綱・実施計画に係る実施項目の提案状況について ・行政改革大綱・実施計画に盛り込むべき実施項目の検討について ・行政改革大綱・実施計画に関する市民からの提案について
10月 6日	第2回久喜市行政改革推進委員会の開催 ・久喜市行政改革大綱体系図について ・行政改革大綱・実施計画に係る実施項目の提案状況について ・行政改革大綱・実施計画に盛り込むべき実施項目の検討について ・行政改革大綱・実施計画に関する市民からの提案について

期 日	内 容
11月 9日	第3回久喜市行政改革推進本部幹事会の開催 ・第3回久喜市行政改革推進本部会議に付議すべき事案の検討、調整について
11月17日	第3回久喜市行政改革推進本部会議の開催 ・久喜市行政改革大綱（素案）の検討について ・久喜市行政改革実施計画に係る実施項目の検討について
11月25日	第3回久喜市行政改革推進委員会の開催 ・久喜市行政改革実施計画に係る実施項目の検討について ・久喜市行政改革大綱（素案）の検討について
12月19日	第4回久喜市行政改革推進本部幹事会の開催 ・第4回久喜市行政改革推進本部会議に付議すべき事案の検討、調整について
12月26日	第4回久喜市行政改革推進本部会議の開催 ・久喜市行政改革大綱（案）について ・久喜市行政改革実施計画（案）について
平成24年 1月13日	第4回久喜市行政改革推進委員会の開催 ・久喜市行政改革大綱（案）について ・久喜市行政改革実施計画（案）について ・久喜市行政改革に関する提言の取りまとめについて
1月20日～ 2月19日	久喜市行政改革大綱（案）・実施計画（案）について、パブリック・コメントを実施
2月24日	第5回久喜市行政改革推進委員会の開催 ・久喜市行政改革大綱（案）に関するパブリック・コメントについて ・久喜市行政改革に関する提言について
3月 9日	第6回久喜市行政改革推進委員会の開催 ・久喜市行政改革に関する提言について
3月13日	第5回久喜市行政改革推進本部幹事会の開催 ・第5回久喜市行政改革推進本部会議に付議すべき事案の検討、調整について
3月16日	第5回久喜市行政改革推進本部会議の開催 ・行政改革に関するパブリック・コメントの実施結果及び久喜市行政改革推進委員会からの提言について ・久喜市行政改革大綱の策定について ・久喜市行政改革大綱の進行管理について
3月26日	久喜市行政改革大綱策定

2 久喜市行政改革推進委員会条例

久喜市行政改革推進委員会条例

平成23年3月22日

条例第2号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な市政を推進するため、久喜市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 久喜市行政改革大綱の策定に関すること。
- (2) 行政改革の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内で組織する。

(委員の委嘱)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験を有する者

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の委員会の会議は、市長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第8条 委員長は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

3 久喜市行政改革推進本部規程

久喜市行政改革推進本部規程

平成23年1月31日

訓令第3号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した行政改革の一層の推進を図るため、久喜市行政改革推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革の方策の策定及び進行管理に関すること。
- (2) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は市長を、副本部長は副市長をもって充てる。

3 本部員は、教育長、総務部長、財政部長、市民部長、環境経済部長、福祉部長、健康増進部長、建設部長、菖蒲総合支所長、栗橋総合支所長、鷲宮総合支所長、会計管理者、上下水道部長、議会事務局長及び教育部長をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、会務を総理し、本部を代表する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(本部の会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、これを主宰する。

2 本部長が必要と認めるときは、本部の会議に本部員以外の職員を出席させ、説明を求めることができる。

(幹事会)

第6条 本部の円滑な運営を図るため、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、本部の会議に付議すべき事案を検討し、及びこれを調整する。
- 3 幹事会は、総務部長、総務部副部長、人事課長、企画政策課長及び財政課長の職にある者をもって組織する。
- 4 幹事会の会議は、総務部長が招集し、その座長となる。

(部会等)

第7条 本部は、必要があると認めるときは、部会その他の補助組織を置くことができる。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年4月19日訓令第12号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年2月16日訓令第6号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。



市の花
「コスモス」



市の木
「いちよう」

久喜市行政改革大綱

平成 24 年 3 月

発行 : 久喜市

編集 : 総務部企画政策課

財政部改革推進課 (平成 23 年度)

〒346-8501 埼玉県久喜市下早見 85-3

電話 : 0480-22-1111 (代表)

FAX : 0480-22-3319